

こども110番 実施マニュアル

—印西市『こども110番』協力家庭の皆様へ—

《主な連絡先》

警察：110 救急：119

「こども110番の家」に関する問い合わせは最寄りの小中学校へ
または教育委員会生涯学習課：TEL 42-5111（代表） 33-4713（直通）
FAX 42-0033

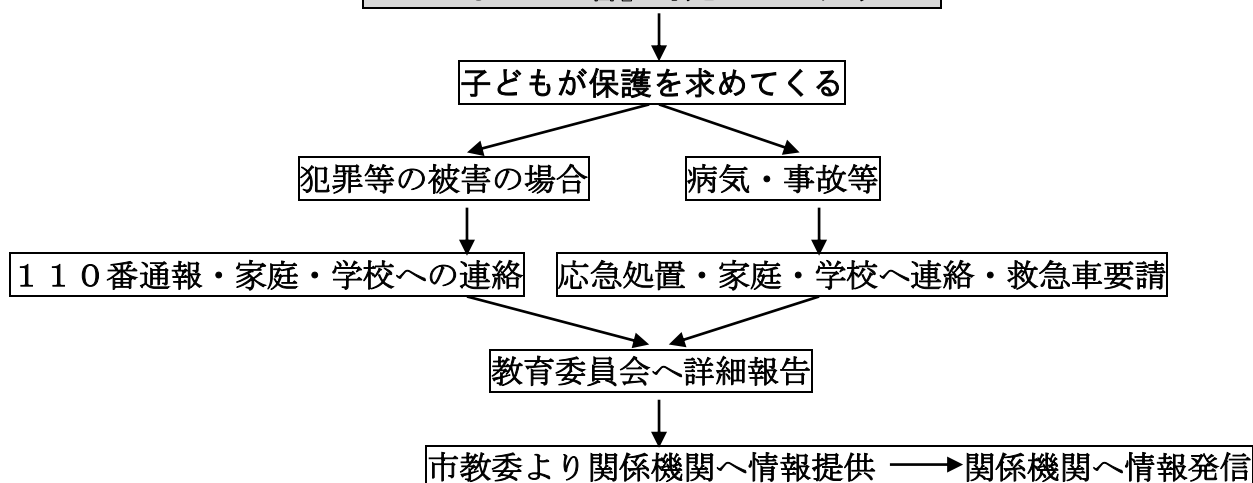
印西警察署：42-0110

- ①子どもが逃げ込んできたら…概要をすぐに110番（できるだけ早く！）
- ②安全に保護し、状況を確認し、情報を収集して下さい。（詳細情報収集後の110番では遅すぎますので、まずは概要のみ110番通報を優先して下さい）
- ③関係者への連絡をできるだけ早くお願い致します。（本人の家族、学校、市教委）
- ④子どもを受け渡すまで、保護を続けて下さい。
- ⑤『こども110番』標示板は、留守中も標示しておいて下さい。（標示してあることによる地域犯罪の抑止効果が期待できます）
- ⑥急病等の場合は、適切な処置をお願い致します。（救急車の手配、応急処置等）

※犯罪による緊急事態発生時は、必ず110番通報をして下さい。（印西警察署ではなく）110番通報により、直近のパトロールカーが手配されます。

※緊急に情報を関係機関に通知する必要があると判断した場合は、市教育委員会より関係機関へFAX等で情報提供を行います。

「こども110番」対処フローチャート



『こども110番』とは？

◎子ども達が、通学途中や地域生活の中で、犯罪や危険なことに巻き込まれそうになったときに、地域の皆様の力で地域の子ども達を守っていかうとする運動です。

◇具体的には

○事件や事故があったとき

- ・不審者から逃れるための一時的な緊急避難場所として
 - ・直ちに110番通報を行える場所として
 - ・家庭や学校との連絡や救急車の要請を行える場所として
- 子ども達を守っていただきたいのです。**

○協力家庭にお配りする『こども110番』標示プレートを、子ども達から見えやすい場所に掲げて下さい。

◎子ども達がどんな被害に遭うことが予想されるのでしょうか？

・ストーカー被害 ・公然わいせつ（露出狂） ・誘拐 ・強制わいせつ（暴行、性犯罪）

◇具体的には、

- ・変な人に声をかけられた
- ・不審車に無理矢理乗せられそうになった
- ・不審車に尾行された
- ・歩いてついてきたり、変な話をしてきた
- ・欲しいものを買ってあげるから一緒に買い物へ行こうといわれた
- ・道がわからないので一緒に車に乗って道案内をしてくれとしつこく言われた
- ・家族に迎えを頼まれたと言ってきた
- ・家族が事故にあって大変だから一緒にすぐに病院へ行こうと言ってきた
- ・裸の状態を見せつけてきた
- ・人気のないところへ連れて行かれそうになった
- ・抱きついてきたり、着衣を脱がせようとしたりされた
- ・強盗被害や恐喝に遭ったり、遭いそうになった
- ・軽い接触事故にあって相手が逃げてしまった
- ・急に具合が悪くなって動けなくなりそうになった

場合によっては、知人に被害を受けそうになる事も考えられます。

この様なときに、ぜひ子ども達を守ってあげて下さい。

◎『こども110番』協力家庭への依頼事項

- ・子どもの人権やプライバシーに十分配慮して下さい。（時には守秘事項も生じます）
- ・できるだけ早く家族や、学校関係者に迎えに来てもらって下さい。
- ・子どもの立場になって対応して下さい。
- ・『こども110番』への協力新規加入、同終了、標示プレート損壊等ございましたら最寄りの小中学校までご連絡下さい。

『こども110番』報告票

Ⓢ

1, いつ? 平成 年 月 日 [] 午前・午後 時 分頃

2, どこで? _____

[近くの目印になる建物、建造物等ありましたら記入して下さい]

[略 図：書ける範囲で結構です]

3, 被害者は?

[氏名： _____] [男・女 _____人]

[小学生・中学生 [学校名： _____] [学年： _____]

4, どのような被害でしたか?

対処 [110番通報・119番通報・家族へ連絡・学校へ連絡・応急処置]

5, 被疑者〔犯人〕は、[警察が対処した・逃げてしまった]

被疑者〔犯人〕の特徴、車両について [わかる範囲で、不明は×印]

服 装： _____

体 格： 小柄・中肉中背・大柄 身長 _____センチ位

相当年齢： _____才～ _____才くらい

車両ナンバー： _____ 車種： _____ 車体色： _____

その他 _____

6, 報告者氏名： _____ 住所： _____ 連絡先 _____

※この報告書は、非公開扱いです。わかる範囲で正確に記入して下さい。

こども110番保険関係について

【保 険 名 称】 「こども110番の家」災害補償保険

【保 険 契 約 者】 印西市長

【保 険 概 要】 「こども110番の家」の協力者や家人などが、「こども110番の家」の業務遂行中にストーカー、痴漢、変質者等の行為（直接・間接を問わず）によって

①家人等がケガをした

②家屋等に施設損害をうけた

このような場合に、要綱等の補償規定により支払われる損失を補償する。

【補償対象施設】 保険契約者に登録された「こども110番の家」に協力する住宅・事務所・店舗・郵便局・金融機関・公共施設等ならびにその隣接附属建物

【保 険 期 間】 1年間

（令和3年5月22日午前0時から令和4年5月22日午後4時まで）

【保険金額と内容】

お支払い条件	お支払い金額
死 亡	200万円
後遺障害	障害の程度により15万円から200万円まで
入 院	入院期間に応じて2万円から5万円まで
通 院	1万円
建物損害見舞金	3万円（実損限度）
財物損壊見舞金	3万円（実損限度）

【保 険 対 象 外】

- (1) 保険契約者（被保険者）またはこれらのかたの法定代理人の故意または重大な過失
- (2) 被保険者でないかたが保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、そのかたの故意または重大な過失